

橋本市議会出前講座実施要綱

1. 目的

議会が市民に対して、議会の役割や仕組み、活動等を説明することにより、市民の議会に対する理解や関心を深め、開かれた議会の実現に寄与することを目的とします。

2. 対象

市内の小中学校・高等学校・区・自治会・市民サークル・各種団体等。
ただし、政治団体、宗教団体、反社会的勢力と関係のある団体を除きます。

3. 人数

5名以上

4. 内容

議会の仕組み、活動など

5. 場所

市内。原則、お申し込み団体で確保してください。

(※会場の確保が難しい場合はご相談ください。)

会場使用料等は申込者の負担になります。

6. 時間

お申し込み団体と協議し決定します。

開催時間は、1 時間半程度とします。

7. 進行方法

司会進行は、申込者が行なってください。

8. 申込方法

実施希望日の2カ月前までに、申込書を議会事務局まで提出してください。

(※議会開会中は実施することができません。)

9. その他

公平性の確保のため、同一団体の実施は年度につき1回とさせていただきます。

出前講座は、個別の要望や苦情を聞く場ではありませんので、ご了承ください。

また、営利団体がその目的達成のために行う催し等に係るおそれがあると認めるときは、実施いたしません。